

特 約 条 項

1 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2 繰上償還

- (1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
- (2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
- (3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4 債務引継

借入団体は、借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

5 報 告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合には、その都度速やかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合
- (2) 廃置分合、境界変更又は解散により借入金の債務の承継を生じた場合
- (3) 借入金を財源として施行する予定の、又は、施行中の若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合

6 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため関係書類若しくは事業の実施について調査することができるものとする。

7 そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要が生じた場合は、協会の指示によるものとする。